

届出事項（改正法施行後最初の更新時に添付）

販売・授与する医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 薬局医薬品 （薬局製造販売医薬品を除く） <input type="checkbox"/> 薬局製造販売医薬品 <input type="checkbox"/> 要指導医薬品 <input type="checkbox"/> 第1類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第3類医薬品
相談時・緊急時の連絡先	
特定販売を行う医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬を除く） <input type="checkbox"/> 第1類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第3類医薬品
主たるホームページの構成の概要 （特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合）※	

※ ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。一つの薬局が複数のホームページを開設している場合には、それらの全てについて関連する書類の添付が必要であること。  
 カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様にその概要が分かる資料を提出すること。

店 舗 販 売 業

届出事項（改正法施行後最初の更新時に添付）

販売・授与する医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 要指導医薬品 <input type="checkbox"/> 第1類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第3類医薬品
相談時・緊急時の連絡先	
特定販売を行う医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 第1類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第3類医薬品
主たるホームページの構成の概要 （特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合）※	

※ ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。一つの薬局が複数のホームページを開設している場合には、それらの全てについて関連する書類の添付が必要であること。

カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様にその概要が分かる資料を提出すること。

卸 売 販 売 業

届出事項（改正法施行後最初の更新時に添付）

相談時・緊急時の連絡先	
-------------	--

配 置 販 売 業

届出事項（改正法施行後最初の更新時に添付）

販売・授与する医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 第1類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第3類医薬品
相談時・緊急時の連絡先	

薬種商
-----

届出事項（改正法施行後最初の更新時に添付）

販売・授与する医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 要指導医薬品 <input type="checkbox"/> 第1類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第3類医薬品
相談時・緊急時の連絡先	
特定販売を行う医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 第1類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第2類医薬品 <input type="checkbox"/> 第3類医薬品
主たるホームページの構成の概要 （特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合）※	

※ ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。一つの薬局が複数のホームページを開設している場合には、それらの全てについて関連する書類の添付が必要であること。  
 カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様にその概要が分かる資料を提出すること。